

市政をチエック

百条委員会からの最終報告



地方自治法違反と結論、内部統制にも問題あり (百条委員会報告書が可決)

昨年12月に設置された百条委員会、「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」(以下、業務委託)調査特別委員会の報告書が令和3年2月15日の臨時会で可決された。

本件業務委託事務は、地方自治法第232条の3に反し、予算計上の前に支出の原因となる発注行為などを行ったものと結論付けた。

また、法令等の遵守などの内部統制が機能しなかった最大の要因を、原崎市長自身が法令遵守に対する意識が希薄だったことにあると指摘した。今回は、最終報告書の概要について報告する。

※百条委員会設置の経緯は議会だより64号(2月1日発行)の特集にて掲載。報告書は福津市議会ホームページにて掲載している。

強い権限

地方自治法の「百条委員会」とは？

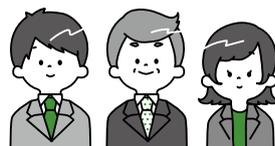
地方自治体の事務に関する調査を行う権限

- 当該団体の事務に関する調査
- 選挙人その他の関係人の出頭や証言、記録の提出の請求



議会の過半数の賛成で設置

市長その他の執行機関



証言を拒む

ウソの証言

6か月以下の禁錮
10万円以下の罰金

3か月以上
5年以下の禁錮

本件業務委託の概要と問題点

本件業務委託は、昨年10月30日の総合教育会議で学校新設候補地に関する識者の意見を報告させるため、予備費で予算を確保し実施されたものであるが、次の事実が昨年の12月定例会において判明した。

1. 予備費充当(予算計上)時期
(1) 決裁文書上は9月30日
(2) 決裁文書実作成日は11月5日
2. 契約時期
(1) 契約書上の締結日は10月1日
(2) 契約書の実作成日は11月9日
3. 報告(業務履行)は10月30日

このことから本件業務委託は、予算計上前に業務履行がなされたものではないか。また、予備費も9月定例会で全額減額された委託業務の補正予算と同じ費途であったのではないか等の疑義が生じた。これらが事実ならば地方自治法に抵触する可能性があり、法令遵守という内部統制上の問題も含んでいたものである。

調査結果の概要 法令遵守の有無

① 地方自治法第232条の3
予算計上がなされないままの支出の原因となるべき契約その他の行為を禁じている。本件業務委託は予算が計上されないまま発注等を行ったことが判明し、この規定に違反していたと結論付けた。

② 地方自治法第217条第2項
予備費は、議会の否決した費途に充てることができないと規定されている。これにも違反している可能性が高いとしつつも、その目的達成の手法が違っていることから、法令違反とまでは断定できなかった。

内部統制機能の確認

法令が遵守されておらず、内部統制機能が発揮できなかったと結論付けた。市長が法令に反する行為を行った場合、最高責任者であるがゆえに、それを制止する者の存在が極めて少ないことなどの原因が考えられる。しかし、内部統制が機能しなかった最大の要因は、内部統制の最高責任者である原崎市長自身が庁内規定をはじめ法令遵守に対する意識が希薄だったことにある。



百条委員会の様子（イメージ）

指摘と改善点

市は、公金を扱う地方公共団体であるにも関わらず、内部統制機能が本件業務委託に関して発揮できていなかった。このことは、内部統制における体制の不備と言わざるを得ず、極めて遺憾である。

また、原崎市長は予算計上処理を遅らせた理由として、業務妨害を挙げ正当化しようとした。しかし、地方自治法第232条の3の規定は地方公共団体の予算執行における大原則であり、災害など非常に緊急を要する場合を除き厳守すべきものである。市長の自己判断によって、予算計上前に請負業務を履行させる行為などは決して許されるものではない。

加えて、内部統制の観点から市長自らが起案したのだから、庁内規定は適用されないなどの考えは認められるものではない。内部統制の最高責任者であるからこそ、適切な財務手続き等を定めた財務規則などの庁内規定を遵守すべきであった。今後は、内部統制における体制の確認や整備を行い、その適切な運用に向けた取り組みを切に望むものである。

そして、このことが再発防止に向けた取り組みを推進することになるものと確信する。

調査終了にあたっての要望

調査を進めていく中で、多くの幹部職員が市長の言動について悩み、葛藤していたことが明らかになった。

職務命令に従うことと、重大かつ明白な瑕疵がある場合には、命令に従う義務は生じないとされている間において、職員の葛藤があったと推察される。原崎市長には、これら職員の立場を理解し、職員対応の是正を強く求めるものである。

また、議会は長から独立した立場で監視する役割を担っている。

本委員会は地方自治法第100条に定められた議会として調査を行ったもので、執行機関（市長等）と意思決定機関（議会）との相互牽制により、地方公共団体の事務処理の適正化を図ることを目的とするものである。

市長はじめ執行部は、問題点の指摘および改善意見を真摯に受け止め、市政の信頼回復また円滑な市政運営に努めることを切に要望するものである。

百条委員会設置から報告書までの賛否表

結果	議案名	議員名	福井 崇郎	森上 晋平	秦 浩	石田まなみ	八尋 浩二	田中 純子	中村 晶代	尾島 武弘	下山 昭博	高山 賢二	中村 清隆	蒲生 守	横山 良雄	戸田 進一	櫻本 博	柁村 公彦	米山 信	江上 隆行	
可決	令和2年12月定例会発議 第5号 〔総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託〕 調査特別委員会の設置について		○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	議長
可決	第5回〔総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託〕調査特別委員会 〔総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託〕調査特別委員会 調査報告書について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委員長
可決	令和3年2月臨時会発議第1号 〔総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託〕 調査特別委員会調査報告書について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

※議長・委員長は可否同数の時以外は表決に参加しません。

○は賛成 ●は反対 -は欠席

市長単独で起案された
予算充用の決裁文書